

東久留米市避難行動要支援者避難支援計画（素案）に対するパブリックコメント（ご意見）と市の考え方

募集期間： 令和5年12月4日(月曜日)から令和5年12月25日(月曜日)まで

意見提出者数：1名 意見件数：4件

| No | ご意見の概要 | | 市の考え方 |
|----|--|---|---|
| 1 | <p>第2章 避難行動要支援者名簿の作成及び活用</p> <p>2. 避難行動要支援者名簿の作成</p> | <p>名簿の記載事項に、「マイナンバー」を追加する。マイナンバー制度の意義に沿うべきである。当然、保管先は、市のみ</p> | <p>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が改正され、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成・更新事務について、個人番号(マイナンバー)を利用することができることとなりました。一方、他の自治体においても個人番号を利用している事例はないこと、庁内の情報収集、データ連携においては、個人番号を使用せずに可能であることなどから、現時点で個人番号を利用することは想定していません。今回いただきましたご意見は、参考とさせていただき、引き続き国、都、他自治体の動向にも注視してまいります。</p> |
| 2 | <p>第2章 避難行動要支援者名簿の作成及び活用</p> <p>5. 名簿の適正管理</p> <p>(2) 名簿情報提供に際し情報漏えいの防止措置等</p> | <p>⑥⑦の文章は、これで縛っているので、ok との解釈なのか。広く支援者を拡大するので、厳格な縛りが必要ではないか。</p> | <p>市が避難支援等関係者へ名簿情報(同意を得られた方のみ)を提供するにあたり、国の取組指針を参考に情報漏えいを防止するために求める措置として、基本的な事項を示させて頂いています。なお、実際に取り交わす協定書には、詳細な条件を記載する予定です。</p> |
| 3 | <p>第3章 個別避難計画の作成等</p> <p>7. 個別避難計画の更新</p> | <p>届出が無いケースが殆んど予想される。やはり最低でも、マイナンバーと紐づけないといけない。</p> | <p>避難行動要支援者本人からは、心身の状況の変化に伴って都度個別避難計画の更新連絡を行うことは負担となる可能性も考慮し、本計画では、本人以外のご家族や避難支援等関係者となる福祉専門職等からの届出も受けることとしております。マイナンバーの利用については、「N01」の回答のとおりです。</p> |

| | | | |
|---|------|--|--|
| 4 | 計画全体 | <p>平成21年に災害時要援護者登録・支援制度に登録した方が、「その後、市から一度も連絡がない」と言っている。</p> <p>この「東久留米市避難行動要支援者避難支援計画」を策定して、取り組みは終わりでしょうか。</p> | <p>東久留米市災害時要援護者登録・支援制度は、本人の申請に基づき名簿へ登録する（手上げ方式）制度であり、その後定期的に名簿の更新作業を行っております。また、同名簿は、基本的に災害時に活用する名簿としております。</p> <p>今後は、東久留米市避難行動要支援者避難支援計画に基づき、名簿の作成、事前の名簿情報の提供に係る同意の取得、個別避難計画作成など、災害に備えて、避難行動要支援者の対策を順次進めてまいります。</p> <p>なお、災害時要援護者登録・支援制度に登録されている方は、避難行動要支援者名簿の対象としています。</p> |
|---|------|--|--|